

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）」により、教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際の科目区分数が多い教科（中学校「理科、技術、家庭」及び高等学校「理科、家庭、情報」）について、科目区分の統合又は削除等が行われるとともに、科目区分の名称の整理が行われることに伴い、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 必修科目の注記の削除

- ① 高等学校「家庭」の科目区分数が本規則で定める最低修得単位数以下となり選択の余地がなくなったため、注記を削除する。（別表第1の3の(3)及び7関係）
- ② 中学校「家庭」と高等学校「家庭」の科目区分が完全に一致し、必修科目を設定する必要がなくなったため、注記を削除する。（別表第1の5の2の(3)関係）

(2) 科目区分の統合・名称変更の反映

中学校「理科、技術」及び高等学校「情報」の科目区分を変更後の科目区分に置き換える。（別表第1の5の2の(2)及び5の2の(3)関係）

3 施行期日

令和6年4月1日